

掛川市規則第19号

掛川市重度心身障害児扶養手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年7月2日

掛川市長

(別紙)

掛川市重度心身障害児扶養手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市重度心身障害児扶養手当支給条例施行規則（平成17年掛川市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

様式第1号を次のように改める。

重度心身障害児扶養手当認定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所  
申請者  
氏 名

次のとおり重度心身障害児扶養手当の受給資格の認定について、関係書類を添えて申請します。  
なお、申請事項について、掛川市が調査を行うことに同意します。

受給資格者	住 所							
	フリガナ				性別	男・女		
	氏 名							
	生年月日	年 月 日						
	職 業							
支給対象児童	フリガナ				性別	男・女	続 柄	
	氏 名							
	生年月日	年 月 日						
	フリガナ				性別	男・女	続 柄	
氏 名								
生年月日	年 月 日							

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

